

令和3年度末から再助成するまでの間は相談支援などの業務に限られていた。また、本施策を再び展開するまでに時間を要したことは否めない。

議員指摘のとおり人口減少対策の一つとして、不妊治療対策は重要であると考えている。今後も市民の声に耳を傾け、妊娠、出産から子育てまで一連のライフステージに対応した支援体制を整えたい。

Q 本定例会で提案された不妊治療への助成内容は。

A 按田町長 一般不妊治療については、年5万円を上限に助成する。特定不妊治療については、先進医療も含めて1回15万円を上限に助成する。なお、特定不妊治療については助成回数に制限を設けており、北海道の助成基準に準じ、40歳未満は1子ごとに6回まで、43歳未満は1子ごとに3回までとしている。また、不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であることとしている。

交通費については、特定不妊治療を受けた場合を対象に、自宅から医療機関までの距離に応じて定められた基準額（1,430円から1万180円まで）の3分の2を1回の治療につき5回まで助成

する。

また、男性不妊治療については、通常、特定不妊治療と合わせて行われることから、特定不妊治療として対象としている。

※一般不妊治療とは

排卵日に合わせて性交を行うよう指導するタイミング法や人工授精などの治療。

※特定不妊治療とは

体外受精や顕微授精など。男性不妊の手術も含まれる。

※先進医療とは

厚生労働大臣が認める高度な医療のうち、有効性・安全性を一定基準満たすものの保険適用の対象となっていない医療のこと。特定不妊治療とセットで行われることが多い。



Q わが町の特定不妊治療費助成事業の過去の実績は。

A 楠木福祉課長 令和元年度から令和3年度までの3年間で延べ4名、年間平均1.3人の利

部活動を実施しており、また、今年度から男子バスケットボール部は他町生徒を受け入れ、拠点校方式で実施している。

Q 業務時間外に少年団の指導などを行うことを目的に町職員の副業を解禁する自治体が管内でも増えている。わが町においても指導者の確保は重要な課題と考えるが、副業解禁に関する町長の考えは。

A 按田町長 これまで、町職員の業務時間内に従事する少年団の指導や審判等については、職務の義務免除や休暇取得により、役場の業務に支障のない範囲でボランティア活動として従事している。

今後、部活動の地域移行化にあたり指導者の人材不足が懸念されていることから、町職員が地域団体から報酬を受けて指導を行う場合、兼職兼業の許可が必要となるが、役場の業務に支障が生じないか、社会通念上妥当な報酬額であるか等、方針を決めて対応したい。

Q 今年度の試行事業として、外部講師を招いた技術講習会を実施することだが、その内容は。

意見書

- ① ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- ② 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書
- ③ 地方財政の充実・強化に関する意見書
- ④ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- ⑤ 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

①、②、⑤は産業厚生常任委員会、③、④は総務文教常任委員会にて審議した意見書案が、産業厚生常任委員会の岩井明委員長、総務文教常任委員会の大谷友則委員長からそれぞれ提案され、いずれも原案どおり可決し、関係省庁・機関に提出されました。



提案説明する岩井明委員長



提案説明する大谷友則委員長

部活動地域移行化の現状について

用があった。助成後の自己負担額は平均1回あたり約18万円。

Q この2年間不妊治療に対する助成がなかったのはわが町だけであるが、この空白期間に不妊治療を行っていた方に対してさかのぼって助成する考えは。

A 按田町長 対象となった方が実際に何人いたのか現状把握していないが、公平性を保った上で対策が必要があると考えている。現行の制度でどのように対応できるか検証しながら進めていく。

Q 昨年度発足した部活動地域移行化検討協議会について、昨年度の活動内容は。

A 中川教育長 昨年9月に発足した豊頃町部活動地域移行検討協議会において昨年度2回の会議を開催し、部活動地域移行に関する概要説明、町内小中学校の教職員を対象としたアンケート調査の実施、豊頃中学校の部活動の現状等について情報共有を行い、今後の部活動地域移行化について協議を行った。

また、町長と教育委員による総合教育会議においても、会議内容について報告し意見交換を行った。

Q 今年度の活動及び検討内容はどのようなものか。

A 中川教育長 昨年度の協議結果を踏まえ、部活動ごとの現状と課題、要望などを聞き取り、各部活動の現状に応じた試行事業を実施する予定。試行事業として技術講習会等を計画している。



Q 近隣町村との協議や体制づくり等に向けた計画はどのようになっているか。

A 中川教育長 国からは令和5年度から令和7年度までの3年間で、休日の部活動を段階的に地域へ移行することが示されている。

部活動の地域移行体制については、新たな地域クラブ活動の整備のほか、地域の実情に応じて、他校とチーム編成する合同部活動、他校から希望生徒を受け入れる拠点校部活動などが考えられる。

本町においてはすでに、野球部や女子バレー部は近隣町村と合同